

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第１ 再審査請求の趣旨及び経過

１ 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。）による休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

２ 経 過

請求人は、平成○年○月○日、Ａ会社に採用された。その後、同社は合併を繰り返し、平成○年○月○日、請求人はＢ会社の社員となり、Ｃで勤務を続けていた。平成○年○月○日、請求人は、Ｂ会社Ｄセンターに転勤となった。その後、請求人は、平成○年○月○日、Ｅ会社（以下「会社」という）に在籍出向となり、Ｆ県Ｆ市所在の会社Ｇ支社において、事務職として就労していた。

請求人によれば、平成○年頃から「心身症」を発症しており、平成○年○月○日からのＤセンター勤務（単身赴任）によりストレスが増加し、平成○年には所定労働時間の短縮による軽減勤務を指示されたことにより基本給が減額となり、更に大きなストレスを抱えたという。

請求人は、平成○年○月○日、Ｈクリニックに受診し、「心身症、被害妄想」と診断された。また、同年○月○日には、並行して通院していたＩ医院において「発達障害、妄想」と診断された。

その後、平成○年○月○日、会社は請求人に対して同年○月からのＣへの再転勤の内示を出した。請求人によれば、この内示により治療中の精神障害が更に悪化することになったという。

請求人は、平成○年○月○日、Ｊ病院へ救急搬送され「パニック障害」と診断され、入院治療した。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第２ 再審査請求の理由

（略）

第３ 原処分庁の意見

（略）

第４ 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害の悪化が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第５ 審査資料

（略）

第６ 事実の認定及び判断

１ 当審査会の事実認定

（略）

２ 当審査会の判断

（１）請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、「請求人は、強い不安感、焦燥感、体が破裂しそうで全身がしびれる身体症状を訴え、平成○年○月○日から同年○月○日までＪ病院入院となった。請求人が呈した精神障害は、ＩＣＤ－１０診断ガイドラインに照らして『Ｆ４１．１ 全般性不安障害』と診断される。請求人は、遅くとも平成○年○月には精神障害を発病しており、Ｆに転勤した後も治療を継続していたが、平成○年○月に入院治療を要することとなったことから、これは精神障害の症状の悪化と考えられる。」旨述べている。

当審査会としても、請求人の療養の経過、医証等から、専門部会の意見は妥

当であり、請求人は、遅くとも平成○年○月には精神障害を発病しており、その後、寛解することなく平成○年○月頃に悪化し、「F 4 1. 1 全般性不安障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記のとおり、請求人は平成○年○月には精神障害を発病していたものであるが、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うとされている。

(4) そこで、本件疾病の悪化の業務起因性について検討すると、悪化時期である平成○年○月頃からおおむね6か月前の期間において、請求人の主張及び本件資料を改めて精査したところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(ウ)に説示するとおり、「特別な出来事」に掲げる「心理的負荷の総合評価を『強』とするもの」に該当する出来事は認められず、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人のその他の主張も子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、かつ、業務による悪化も認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。